

仁和寺蔵・覚道筆『灌頂記』〈私〉 紙背和歌について

大内英範

はじめに

一 書誌的事項ほか

二 翻刻

三 人名その他について

おわりに

はじめに

総本山仁和寺。光孝帝の発願、宇多帝の開基になり、門跡寺院として栄えた名刹である。由緒ある歴史とともに、その文化的活動も見どころはできない。特に平安時代末〜鎌倉時代はじめ頃の門跡・守覚法親王は歌会の開催や出詠、歌集を撰進させるなど、当時の歌壇にあって重要な位置を占めている。そうした活動は守覚だけではなく、たとえば守覚の二代あとの門跡・道助法親王においても、主催した歌会の記録がいくつか残っており、守覚個人の資質のみに依拠したものだったのでなく、仁和寺という場が重要な要素であったことを示している。

しかし、鎌倉時代に限定しても、その全期間を通じて旺盛におこなわれたと推測される仁和寺の和歌活動について、その全体像が知られるほど、史料が豊富に残っているとは言い難い。

本稿でとりあげる覚道筆『灌頂記』(私)¹⁾は、稿者が同寺聖教文書類

の調査・撮影にうかがった際にたまたま拝見した史料であるが、その紙背に大きく丁寧な字で書かれた和歌に注目しないわけにはいかなかった。はじめ歌会に使用された懐紙そのものではないかと思っただけである。しかし、すぐに懐紙ではないことがわかり、林讓氏からは室町時代の奉書紙である旨のご教示をいただいた。

とはいえ、そこに書かれている人名は、鎌倉時代の僧たちのものである。断片に過ぎないものの、鎌倉時代の仁和寺における和歌活動を示す新出史料として、許可を得て翻刻する。なお、後述するように袋綴じの紙背であるために、撮影はできなかった。

一 書誌的事項ほか

『灌頂記』(私)は、仁和寺御経蔵第69函76号、現表紙に「灌頂記(私)」「求法沙門覚^道」とある。現表紙を除いて袋綴じ30丁。縦15cm、横26cm。現表紙は江戸時代の後補と思われる。奥書に「永正十五年十月廿三日／成助僧正以自筆本／書写之了」とある。

成助について、しばらく「仁和寺諸院家記」(『群書類従三』)の記述による。元応二年(一三三〇)に「年廿四」、嘉暦二年(一三三七)に「三十一」、暦応三年(一三四〇)に「四十四」とあるので、永仁五年(一二九七)の生まれということになる。「内大臣通重息」とあり、父は

中院通重（文永七年（一二七〇）—元亨二年（一二三二）。「内大臣僧正入道」と号した。仁和寺別当、真光院、教王院、慈尊院、蓮浄院、大教院、一長者、寺務、法務、大僧正。

その成助の自筆本を、永正十五年（二五二八）に覚道が書写したのが、この写本である。覚道は後柏原天皇第二皇子で、第19世門跡。生年はよくわからない。第三皇子の尊鎮が永正元年（一五〇四）生（『皇胤紹運録』、第四皇子の覚喜が文龜三年（一五〇三）生（『実隆公記』）とされ、そもそも混乱しているのだが、ただこの二人の弟よりも前の生まれであることは確かである。⁽²⁾ 永正元年に着袴をしている（『実隆公記』）ことが参考になろう。

「はじめに」で述べたように、袋綴じの中に和歌と、数は少ないが漢詩が書かれている。その大きさ、レイアウトなどから、おそらくは鎌倉時代の歌会で使用された和歌懐紙の写しを反古にして、上下トリミングの上、袋綴じの冊子を作成したものである。上下のトリミングだが、もとの縦サイズのおそらくちょうど半分ほどの大きさに整えられていると思われる。そのため書かれていた和歌の上下がうしなわれ、断片しか伝わっていないのが惜しまれる。

原表紙は切り離されて一紙の状態に別に残存している。縦15cm、横52cm。「灌頂記〈私〉」「求法沙門覚道」と記された原表紙、その紙背に「詠霞和／はなかず△／たつな／それとを」（△は切断されて判読難しいがおそらく「み」の字母「見」の上部）。この紙については上部は切断されておらず、一枚のちょうど下半分を切除した形になっている。繰り返しになるが、1丁め以降の紙背については、上下の両方をトリミングしたものが多くようである。

紙背に書かれた文字の筆者であるが、全体を通して一筆であろうと考えている。覚道によるものなのかどうかは、いまわからない。⁽³⁾

二 翻刻

以下、現表紙の次、1丁めからの紙背に書かれた文字を1丁分ごとに翻刻する。断片であるゆえに歌意・文脈を判断しにくいことから、判読を躊躇せざるを得ない字も少なくなかった。また、上下のトリミングによって文字が切れていることもある。そうした判読不能文字は「△」とした。改行は「／」とし、その他適宜注を付した。なお、作者については次節にまとめて述べる。

1 「従儀師済紹上／秋はにしより／そな」たのいろの／ふくれ」「袖のしらすゆよ／もなと人にとは」

注・和歌二首の断片。「二」のところに閉じ括弧のような形の書入れがある。おそらく書本ではそこで改行されていたにも関わらず、そのまま写してしまい、気付いて印を付したのであろう。題は一首めがたとえば「秋夕暮」、二首めが「恋」などであろうか。

2 「哥／任遍／ゆふひのかけの／なをいろまさ△／らは」「恋／へにいくよなみた／てきへかりへり／覧」

注・和歌二首の断片。一首めの題はやはり「秋夕暮」であろうか。二首めは「恋」という字が残っており、やはり「恋」という題だったかと思うが、「恋」の一字だけだったかどうか不明である。

3 「△／阿闍梨隆瑜／くてすき行／をいろそふるゆふ」「たみもつらき／もかけあたにむすふ」

注・和歌二首の断片。一首めの題はやはり「秋夕暮」であろうか。

4 「△／大威儀師最兼／やまたのいほの／まかきのくれの／ちは」し
つくもいろに／たれをしのたの／たつゆ」

注・和歌二首の断片。二首とも歌題等不明である。

5 「調／權律師真成／したはのこら／にしくれをまたぬ／な」「ゑ／わ
かみひとつの／てゆくいねのとは／し」

注・和歌二首の断片。二首ともに歌題等不明。

6 「△和哥／權律師隆禪／きてしくる、／はれにけり／そらのあきの」
「恋／のそのことのはの／よもきのもとに／きえやはてなん」

注・和歌二首の断片。一首めの題は秋・時雨などに関するもの、二
首めは「恋」または「ゝ恋」。

7 「和哥／△る／日うつろふみねの／みちしくれならて／△りけり」
「△恋／はた、おほかたに／もわかみひとつ／ぬらしけり」

注・和歌二首の断片。原表紙の紙背を除いて唯一作者のわからない
もの。一首めは、時雨は降らないのに夕日によって峰の色が紅葉
に染まったというもので、「夕紅葉」といった題であったろうか。
二首めは題の一部である「恋」の文字が見える。

8 「一首和哥／聖俊上／のすきゆくあと／ころもてす／のゆふ暮（暮
は「風」にナゾる）」

注・和歌一首の断片。最後の文字ははじめ「風」と書いて「暮」と
ナゾり書きしている。また、詞書「一」の直前で切除されている
ので、「二」や「三」であった可能性もあるが、相当の余白があ
るにも関わらず、一首分の断片しか見られないので、「一」とし

ておく。

9 「夕和調／成深／ちとせのあき／△きてゆふ／につきそい」

注・和歌一首の断片。「あき」「ゆふ」と見えるので、「秋夕暮」な
どの題であったであろうか。

10 「哥／定縁／を、のかなみたと／なきてすき／れのそら」

注・和歌一首の断片。歌題や歌意はいろいろと想像はできるが、こ
こでは不明としておく。

11 「哥／從儀師濟紹／あはれは秋の／月まつほと／△ろこゑ」

注・和歌一首の断片。秋の歌である。「月まつほと」とあるので「夕
暮」の歌か。

12 「和哥／頼尊／へのあはれの／われたに、くし／ゆふくれ」

注・和歌一首の断片。「し」は、はじめ「、」と書いた上にナゾる。
歌題など不明だが、「夕暮」の歌である。

13 「和哥／任遍／いろいろく／かしきに出ま／くそあきのゆ」

注・和歌一首の断片。末尾は「あきのゆふくれ」であったであろうか
ら、やはり「秋夕暮」のような題であったか。

14 「哥／阿闍梨濟慶／れななめなれ／もなをゆふへ／といひ△し」

注・和歌一首の断片。「ゆふへ」とはあるが季節は不明。

15 「△／大威儀師最兼／ておもふも／その、かみ／やこのあきの」

注・和歌一首の断片。秋の歌である。下部はおそらくほとんどトリミングされておらず、一紙のちょうど上半分が切除されたものと思われる。

16 「和歌／権律師真成／いれぬをえてに／むすひけり秋／のゆふくれの」

注・和歌一首の断片。やはり「秋夕暮」のような題であったか。

17 「△／済慶／すみのころも／河風さむき／しひめ」「はにははぬ雲の／はなのさかりの／つかし」

注・和歌二首の断片。歌題等は不明だが、「(か)すみ」「はな」とあるので、19と同じ題である可能性があり、同じ「詠二首應教和哥」の際の詠歌であるかもしれない。

18 「哥／任遍／まをとめてすむ／みはなれぬ／のき」「ろをつくすなかも／くやまのすゑ／し」

注・和歌二首の断片。歌題等は不明。

19 「詠二首應教和哥／頼尊／霞／みたちこむれ／わかはをとは／のみちそありける」「花／とをちの山の／な△かすむい△／なるらん」

注・和歌二首の断片。はつきりと「詠二首應教和歌」と見える。一首め「霞」、二首め「花」に関する題であり、17、20、21と二連のものであるかもしれない。

20 「△霞和詞／成深／かすみのころも／にぬれてそて／△風」「花／花のなみこす／御舟の山に／かせ」

21 「哥／朝暹／すみはれ行／△らはなくなく」「やまのさくら／こすゑにたて／△く也」

注・20、21とも和歌二首の断片。それぞれ一首め「霞」、二首め「花(やぐら)」に関する題。19参照。

22 「△地閑只見花／詩〈以春為／韻〉／定縁／△客来少只見／神△嶺栖△／溪園△△△春／青娥女南△／袖人桃李櫻梅／哥鶯出谷」

23 「賦地閑只見花／詩〈以春為／韻〉／済慶／閑地扁四時／春丹霞満樹△／△雪△枝爐少／離蕉雲色頭／鳥聲馴送冬△／山野眺望」

注・22、23とも漢詩一首の断片。「賦地閑只見花」の題が共通しており、同じ詩会での作であろうか。

24 「△／権律師覚済△／野寺のかねに／まとよりにしに／て」「ねひとりすまる／あはれつもれる／△」

注・和歌二首の断片。歌題や歌意など不明。

25 「水上月光明／一首〈使用明／字〉／多持丸／動心情碧漢／明洲鶴不眠△／梢戲雪晴△／岸風白漁／草清△友興△／吏詩靡慮」

26 「賦水上月光明／詩〈使用明／字〉／阿闍梨真成△／夕何事今夜／明浴鳥未休／尊争躍凍鋪△／浪心冷△／面晴想像子／岸風颯々」

27 「賦水上月光明／一首〈使用明／字〉／済慶△／何事迴見／明堤草風遇△／蘆霜結浪／夢白△心暁△／池面晴琴酒／友今加御宴」

注・漢詩一首の断片。25、26、27は「賦水上月光明」という題が共通しており、同じ詩会での作であろうか。なお、25の「梢」はけものへんにも見える。

28 「なかなるさとの／月影うとくかすむ」「福の神すき／はなのしるしそ春け」「隆瑜」

注・和歌二首の断片。残存部分少ないが、それぞれ「かすみ」「はな」に関わる題であったか。とすれば、19などと一連のものか。作者名を末尾に記すのは本紙のみ。

29 「和哥／権律師実瑜／それかとは、に／をやまさくら／△も」「△いつる浪の／のきこえて／かな」

30 「誦／権律師真成／△とのわたりの／はなともみえず／れ」「まはなかめの／ふきたにおくれ／かせ」

注・それぞれ和歌二首の断片。歌題や歌意は不明。

三 人名その他について

ここでは第一節に述べた「成助」と「覚道」を除く、紙背和歌・漢詩に見える作者について、おおむね登場順に述べる。

1・11に見える「從儀師濟紹」については、後述する。

2・13・18に見える「任遍」は、「仁和寺諸院家記」の「尊勝院」に「任遍法印」とある。いくつかの史料に名前を見出すことができるが、「血脉類從記 十一」に、寛元三年（一二四五）七月廿一日、十六代道助法親王により付法の記事が見え、「任遍僧都 三十六、宮内卿、法橋任円子也」とあるのに従えば、承元四年（一二二〇）生か。⁴

3・28に見える「隆瑜」は、「尊卑分脈」に藤原朝俊の子として載る。⁵「金剛定院御室日次記」の寛喜二年（一二三〇）十二月一日の記事に「隆瑜阿闍梨」とある。⁶さらに、「門葉記」延応二年（一二四〇）二月三十日の記事に「隆瑜律師」とあるので、「阿闍梨隆瑜」とある3の歌は、少なくとも延応二年以前の詠作と推測される。だとすれば、題を同じく

すると推測される1の濟紹詠と2の任遍詠もそのように判断できる。

この詠歌時期について補足する。「濟紹」は、「仁和寺記録 二十八

金剛定院御室御入壇記」の寛喜二年（一二三〇）十二月九日の記事に「從儀師」とある一方、「血脉類從記 十一」の奄助権大僧都への道助法親王による付法の記事は寛元元年（一二四三）十一月廿二日のものだが、ここに「威儀師濟紹」と見える。⁹したがって、濟紹は寛喜二年から寛元元年までに從儀師から威儀師に進んだことになる。「從儀師濟紹」とある1と11の和歌が詠まれたのは少なくとも寛元元年以前と判断することができ、隆瑜詠についての推測と矛盾しない。

なお、先掲「金剛定院御室御入壇記」十二月九日の記事には、濟紹、任遍のほか、24の覚濟（権律師、金剛王院）と29の実瑜（権少僧都、成就院）の名も見える。¹⁰また、十日の記事には4の最兼（大威儀師）も見える。¹¹

4・15に見える「大威儀師最兼」は、元久二年（一二〇五）二月十六日の「御室相承記」尊勝陀羅尼供養の記事に見え（侍）、¹²「四辻殿記」承久二年（一二二〇）正月の齋会の記事になって「大威儀師」として記される。¹³寛喜三年（一二四五）二月二十五日に臨時除目があり、二月六日的一条殿における中宮御産の祈祷の功によって、法眼となった。¹⁴よって、4と15の「大威儀師最兼」詠は、それ以前のものとして推測される。

5・16・30の「権律師真成」、26の「阿闍梨真成」であるが、建保二年（一二二四）二月十四日、七條院の新御堂（歡喜壽院）供養に関する「諸事塔供養記」の記事に「大法師」と見える。¹⁵同記事中には29の実瑜（律師）、24の覚濟（大法師）、4・15の最兼（行頭）、14などの濟慶（十弟子）の名も見える。その後いくつかの史料に見えるが、「権律師」となった時期や、「阿闍梨」と呼ばれるようになった時期はいまのところ不明。

6の「権律師隆禪」については史料に見いだせず、不明。ただ、「隆禪」でなく「隆禪」かもしれない。「隆禪」の場合、承久元年(一一二〇)九月十二日、水無瀬殿において「上皇御惱」の修法の記事に「大法師」と見える。¹⁶この記事にはほかに覚済と実瑜(ともに大法師)も見える。貞応二年(一一二三)三月三日に一条殿での「後高倉法皇御惱」の修法の記事では「権律師」とある。安貞二年(一一二八)の後七日の修法の記事でも「権律師」¹⁸。先掲「仁和寺諸院家記」によれば心連院、僧都。藤原隆信息で、「大夫僧都」と号したという。

8の「聖俊」についてはよくわからない。「金剛寺文書」に見える人物であろうか。寛元二年(一一四四)二月には「寺主大法師」、寛元四年(一一四六)十月十日には「上座伝燈大法師位」¹⁹。

9・20の「成深」については詳細不明だが、道助法親王主催の歌会「詠十首和歌」にその名が見える。『新編国歌大観』の解題によれば、この歌会は嘉禄元年(一一二五)四月に行われたと推定されるという。なお、同歌会には29の実瑜の名も見える(権律師)。

10・22の「定縁」は、先掲「金剛定院御室御入壇記」に見えるほかは史料に見えないが、十二番めの勅撰和歌集である「続拾遺和歌集」に「権大僧都定縁」で一首入集。「勅撰作者部類」²²では「法印」とある。

12・19の「頼尊」は、「広橋家記録」の「嘉禄元年大仁王会記」(嘉禄元年(一一二五)十月二十日)に、「講師頼尊 延暦寺」²⁴と見える人物であろうか。「尊卑分脈」によれば、僧正、父は藤原頼資。なお、頼資は広橋家の祖、嘉禎二年(一一三六)二月三十日死去、五五歳。²⁵

14の「阿闍梨済慶」、17・23・27の「済慶」は、5などの「真成」にも既出。その後のいくつかの史料にも見出だすことができるが、「血脈類従記 九」の「権僧正覚教」の記事中、「真乘院」にて嘉禄二年(一一二六)九月五日に二五歳で灌頂を受けたと記されているので、建

仁二年(一一二〇)の生か。「法眼大威儀最兼真弟子」とあり、²⁶4・15に見える最兼との関係がわかる。

21の「朝暹」は、寛元元年(一一四三)の史料に「威儀師」と見えるが、それ以上のことはわからない。なお、同史料に実瑜(法印、法印権大僧都)、済紹(威儀師)の名も見える。

24の「権律師覚済」であるが、先掲「血脈類従記 九」の「権僧正覚教」の記事中に承久三年(一一二二)三月二十二日に三四歳で灌頂を受けたことが知られるので、文治四年(一一八八)生か。また、隆瑜、真成の項にも既出。隆禪の項で挙げた注17の史料には「大法師」とあり、「権律師」になるのはこれ以降であるから、24の詠作は貞応二年(一一二三)以降ということになる。なお、中山兼季息で醍醐寺座主、東寺長者を歴任し、勅撰和歌集「新後拾遺和歌集」に「前大僧正覚済」と見える「覚済」²⁸もいるが、生没年や履歴から考えて、これは別人であろう。²⁹

25の「多持丸」は不明。童であろうか。先に述べたように、25・26・27の漢詩は題を同じくしており、同一の詩会での作品と思われる。真成、済慶と同時期に仁和寺にいた童と推測しておく。

29の「権律師実瑜」は、既に成深の項で述べたように、道助法親王主催の歌会「詠十首和歌」(嘉禄元年四月か)に、その名が見える(権律師)。また、勅撰和歌集にも五首入集している。³⁰「光台院御室伝」承久三年(一一二二)五月十一日の「御修法事」に「大法師」として見える。なお、同史料には隆禪(律師)、覚済(大法師)も見える。「仁和寺諸院家記」の「成就院」に見え、それによれば承久三年(一一二二)閏十月二十四日に権律師、嘉禄三年(一一二七)五月二十三日に権少僧都とある。嘉禄元年の「詠十首和歌」の際には権律師で矛盾しない。29の詠歌は権律師であったこの五年半の間の詠作だということになる。「中納言

僧正」と号したという。一長者、権僧正、寺務、法務、護持僧。文永元年（一二七〇）七月六日に六四歳で没したとあるので、建永二年（一二〇七）生か。「侍従公仲息」とあり、父藤原公仲は藤原実綱と歌人三河内侍の子。³¹

おわりに

以上、十六世紀はじめに書かれた袋綴じの文書の紙背に残されていた、鎌倉時代の和歌・漢詩の断片について、翻刻して示し、そこに記された人物等を明らかにした。既述のように1、2、3が延応二年（一二四〇）以前、4、15が寛喜三年（一二四五）以前、29が承久三年（一二二二）から嘉祿三年（一二二七）までなど、詠作の年代をある程度絞ることができるものもあった。大体の人物は一二一〇年ごろから一二四〇年ごろの史料に多く登場し、同じ史料に複数の名を見出せるなど、おおむね同じような時期に同じ文化圏に属していた人物たちだということができるだろう。

以上のことから推測すると、本史料はおおむね一二二〇年から一二四〇年代ごろの間に仁和寺（控えめにいえば仁和寺周辺）で行われた歌会や詩会の懐紙の写しということになる。断片ではあるが、鎌倉時代前半の仁和寺における和歌活動の雰囲気伝える貴重な史料といつてよいかと思う。この先ほかに関連資料が見つかって、もう少しいろいろなことが明らかになることを期待している。

【付記】さまざま助言くださった本所の林讓氏、藤原重雄氏、川本慎自氏、調査・掲載にあたりご配慮くださった総本山仁和寺の関係各位に御礼申し上げます。

【注】

- (1) 「私」の字だけ小字であるため、本稿では「〈私〉」のように表記した。
- (2) 思文閣ホームページの「美術人名検索」(<http://www.shibunkaku.co.jp/biography/>)には、「大永7年(1527)薨去、28才。」とあり(平成24年8月31日確認)、それに従えば明応9年(1500)生ということか。ただし本稿執筆時点でその根拠となる史料を明らかにすることができなかった。
- (3) 『灌頂記(私)』そのものと筆跡を比較するには文字の大きさが違い過ぎるので、短冊や歌集の写本などを探したが、ようやく歌切を一葉見出したに過ぎず、確信をもって同筆とも違うともいまは判断できない。
- (4) 『大日本史料』五編一九冊、二一八頁。
- (5) 『大日本史料』四編一六冊、二五四頁。
- (6) 『大日本史料』五編五冊、九二五頁。
- (7) 『大日本史料』五編二冊、三六一頁。
- (8) 『大日本史料』五編五冊、九三七頁。
- (9) 『大日本史料』五編六冊、四一三頁。
- (10) 『大日本史料』五編五冊、九三七頁。
- (11) 『大日本史料』五編五冊、九五五頁。
- (12) 『大日本史料』四編八冊、四五〇頁。
- (13) 『大日本史料』四編一五冊、三七五頁。
- (14) 『民経記』『大日本史料』五編六冊、三三〇頁、「門葉記」同三二二頁。
- (15) 『大日本史料』四編一三冊、五四頁。
- (16) 『孔雀経御修法記』『大日本史料』四編一五冊、二一〇頁。
- (17) 『孔雀経御修法記』および「光台院御室伝」。ともに『大日本史料』五編一冊、八六一頁。
- (18) 『東寺長者続紙』『大日本史料』五編四冊、五一七頁。
- (19) 『大衆集会等事』(寛元二年二月)『大日本史料』五編一七冊、二八一頁。「請被特処分先師故覚心上人遺跡状」(寛元四年十月十日)同五編二〇冊四三九頁。

- (20) 寛喜二年(一二三〇)十二月九日。『大日本史料』五編五冊、九五三頁。
- (21) 建治二年(一二七六) 龜山上皇の院宣を受けて藤原為氏が撰集。弘安元年(一二七八) 一二月総攬。
- (22) 山岸徳平編『八代集全註』3 (有精堂、昭和35年) 参照。
- (23) 『大日本史料』五編二冊、八八一頁。
- (24) 『大日本史料』五編一〇冊、六一二～六一三頁。
- (25) 講談社『日本人名大辞典』(平成一三年) による。
- (26) 『大日本史料』五編一四冊、三〇頁。
- (27) 寛元元年(一二四三) 十二月六日。「寛元御灌頂記」『大日本史料』五編一七冊、五頁、一三頁。
- (28) 安貞元年(一二二七) 生、乾元二年(一三〇三) 死去。七七歳。(講談社『日本人名大辞典』(平成一三年) による。)
- (29) 隆瑜の項に示した史料で「金剛王院」と注されるのは、中山兼季息の覚済と誤った可能性がある。
- (30) 続後撰に一首、続拾遺に一首、新後撰に二首、新統古今に一首。
- (31) 後藤祥子氏執筆「三河内侍」(『和歌大辞典』明治書院、昭和六一年)